

税金 50 万円 を 取り 返 せ !

Part 2

2013年から新税制がスタート! 「スーツ・ネクタイ代」「タクシー代」から「接待キャバクラ代」まで サラリーマンの必要経費控除 「どこまで認められる?」実例大研究

給与所得者の「特定支出控除」が改正され、今年からサラリーマンの節税の機会が大幅に拡大されることとなった。「夏用のスーツを新調した」「仕事のスキルアップのために語学セミナーに通い始めた」——そんな場合、領収証は捨てずに取っておきたい。それが必要経費として認められ、たっぷり税金が戻ってくるからだ。

特定支出控除とは、自営業者らに比べて課税上、不利な扱いを受けているサラリーマンを救うために設けられた制度だ。ごく簡単にいうと、サラリーマンの必要経費、施行されたのは昭和62年。ある私立大学の教授が、「事業所得者には必要経費を認めるのに、給与所得者に認めないのは不公平だ」



という訴訟を起こしたことがきっかけだった。

そもそもサラリーマンには年収に応じて決まる一定額の「みなし必要経費」給与所得控除がある。しかし、交際費などで自腹を切る機会も多く、それだけでは物足りないので、給与が少なくなかった。そこで、給与所得控除を超えた額の「特定支出」が所得から差し引

かれるという、サラリーマンのための税制優遇措置として、特定支出控除はかねてから存在していた。いくらかの優遇されるのかという点、たとえば年収600万円の人給与所得控除は174万円。その額を超える特定支出が控除されてきたわけだが、額が大きいため、制度を利用する人はごくわずかだった。実際、昨年は日本全国で4人しか申告していない。

そこで、形骸化した制度を改めようという議論が進み、今年1月から適用範囲が拡大された。給与所得控除の2分の1を超える額が特定支出と認められるようになり、さらに今まで認められなかった図書費や衣服費、交際費などとして認められるなど、大幅に使い勝手が良

くなったのである。

年収600万円であれば、87万円を超える特定支出があれば、その分が経費として控除される。人によっては10数万円もの税金が戻ってくるケースもあるから、使わない手はない。

では、具体的にはどんな項目が経費として認められるのだろうか。

〔通勤費〕

通勤のために必要な交通機関の運賃、または交通用具の使用のための支出(航空機は除く)。電車やバスなどの公共機関はもちろん、夜、残業や接待でうっかり終電を逃した時のタクシー代なども認められるケースがある。ただし、会社で支給されている定期券代などの交通費は対象外だ。自動車通勤の場合はガソリン代や有料道路の

実例
Q&A

通勤費

Q 朝寝坊で会社に遅刻しそうになった時に飛び乗ったタクシー代は？
通勤に必要な交通費で、会社が認めれば適用されると思われる。自己の責任は問われない。ただし青天井というわけではなく、タクシーなど交通機関による通勤費は年間で定期券代を超えてはけないといふ。

Q 会議が長引き、電車では取引先との打ち合わせ時間に間に合わない。この場合のタクシー代は？
あくまで自宅から勤務地までの通勤費なので、取引先への移動費

A 飛行機代などの移動費は落ちる？
すべて認められる可能性が高い。国鉄等は（職務の遂行に）直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修」として、どこだけ必要かの立証責任は会社側に依るところが大きい。「会社にこの技術は職務に必要なんです」とアピールすれば、会社にとっても悪い話ではないのである程度は認められるでしょう（深谷公民）

Q 言葉がヘタで上司に「それと仕事にならないよ」と怒られた。通信講座でペン習字を習おうと思うが、これは研修費に入る？
字がキレイになることが職務の遂行に必要なだと会社も判断するならば、認められる。通信講座やインターネット上でオンラインの研修も範疇に

Q 最寄りの駅まで家人に自動車を送迎してもらっている。このカリ代や修理代は？
最寄りの駅までの交通手段として会社が認めれば通勤費とし

Q 落ちる。運転手が自分でなければいけないという決まりはない。
最寄りの駅まで自転車通勤している。この自転車がパンクした。その修理代は？

Q 自転車も交通用具の範疇。会社が通勤利用を認めているれば落ちる。
自動車通勤を認めているが、大雪のためスタッドレスタイヤに交換しないと通勤できない。この場合、タイヤ購入費は認められる？

Q 認められない。長年乗っている車の不具合の調整や、過失がない故障の場合の修理代などは認められるが、新たな用具購入費は通勤費の範疇に入らないと考えられる。車検費やカーナビ代も含まれない。

Q 大事な取引先への接待を前にペン習字の講習を受けた。これは研修費に入る？
入らない。接待も広義の意味では職務かもしれないが、テラフォーマナの職務への必要性は間接的なので、研修費に含むとは難しい。



料金と修理代も対象となる。
〔転居費〕
転動時に必要な転居のための旅費や宿泊費などの支出。家族にかかる費用も認められる。

〔研修費〕
職務上、必要な技術や知識を身につけるために受講する研修の費用。研修場所までの交通費も含む。
〔資格取得費〕
職務の遂行に必要な資格の取得に関わる支出。大学や専門学校などの入学料や授業料、交通費が対象だ。昨年までは認められなかった弁護士、公認会計士などの士業や医師、歯科医師などが新たに認められるようになった。

〔帰宅旅費〕
単身赴任しているサラリーマンが、自宅に帰るための往復交通費1か月で4往復まで認められる。
〔勤務必要経費—図書費〕
今回の改正で新たに適用対象となった目玉の項目が勤務必要経費だ。書籍や新聞、雑誌などを買うための図書費はその一部。職務に関連するもので、「情報収集のため」ときつちりと説明できればおむね認められる。

勤務必要経費—衣服費
これも新たな適用対象。制服など、勤務場所での着用が必要とされる衣服への支出代が経費になる。

実例
Q&A

研修費

Q 仕事に必要なパソコンの操作能力を鍛えるためにセミナーに通っている。これは研修費になる？
パソコンなど日々の業務に必要な能力を鍛錬するための教室代全ならば交通費も含めて認められるはず。ただし、ノートパソコンなどの機器購入費は含まれない。

Q 営業スキルアップのためのコミュニケーション能力向上やプレゼンテーション能力向上の講習会に参加している。職務への必要性は「あれば便利」という程度だが、認められるのか？
また講習会によっては地方への遠出もあ

る。飛行機代などの移動費は落ちる？
すべて認められる可能性が高い。国鉄等は（職務の遂行に）直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修」として、どこだけ必要かの立証責任は会社側に依るところが大きい。「会社にこの技術は職務に必要なんです」とアピールすれば、会社にとっても悪い話ではないのである程度は認められるでしょう（深谷公民）

Q 字がヘタで上司に「それと仕事にならないよ」と怒られた。通信講座でペン習字を習おうと思うが、これは研修費に入る？
字がキレイになることが職務の遂行に必要なだと会社も判断するならば、認められる。通信講座やインターネット上でオンラインの研修も範疇に

落ちる。運転手が自分でなければいけないという決まりはない。
最寄りの駅まで自転車通勤している。この自転車



実例
Q&A

勤務必要経費

【図書費】

Q 朝日新聞を定期購読している。これは認められるか？

A 職務に関連する書籍や新聞が対象。金融関係の会社員がビジネス紙などの専門紙を買う場合は文句なく認められる。二般日刊紙ほどの記事が職務に関連するものを証明する必要がある。

Q 通勤に利用している日本の日刊紙は買わないと身がつかないため、「職務に関連する」と広義の意味で認められるか？

A 通勤誌や漫画雑誌などは対象にならない。

Q 雑誌は金融や産業などの専門誌が主に対象だが、「自社商品の購入層のマーケティングのため」と職務への必要性が明示できれば、認められるか？

A 電子書籍とそれを読み込むためのリーダーは？

A 電子書籍の購入費は対象となるが、リーダーなどの機器は認められない。ちなみにDVDの購入、レンタル代などは対象外。

Q スーツ着用が義務付けられている会社だが、イタリア製の高級スーツでも認められるか？

A 金額は問われていないので、高価な商品でも認められる可能性がある。しかし、合計で65万円の上限がある。ワイシャツ、ネクタイなどのスーツに付随するものは？

A スーツとセットでいえるので認められるだろう。しかし、下着やカバン、マラーや手袋などの防寒具は対象外。

Q 私服出社が慣行の会社なら、私服代金も対象となるか？

A 自由度の高い私服は制服とはみなされないため認められない。パレールメーカー勤務で自社の服を着るように

いわれている場合など、職務に直接必要だと証明できれば認められるでしょう（落合氏）

Q また取引実績はないが、今後の新規開拓のために使う交際費は特定支出として認められるか？

A 将来の取引先にするための飲食費などは対象となるはず。

Q 会社の同僚3人と明日の会議の打ち合わせを兼ねた飲み会をした。これは交際費の範疇に入るか？

A 職場の同僚との親睦会は対象ではない。同じく同僚の慶弔のための支出、労働組合費の支出も対象外。

Q 取引先の幹部をキヤクラで接待したが満足せず、その後、風俗店に自費を切るハメになった。

A 風俗店でも違法性のないもので、領収証が発行されれば認められる可能性がある。

たとえばスーツのように着用が社内規定で明文化されていないものでも、着用が慣行になっている場合は認められる。

【勤務必要経費】交際費等

新しい適用対象の中で、もっとも用途が広いと思われる接待などの飲食費がこれ。国税庁によれば、

「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」中略（ための支出）」という

行為が定義だ。得意先やクライアントを接待した飲食費だけでなく、クラブやキヤクラでの飲み代、接待ゴルフも対象となる。これら勤務必要経費は3つ合わせて年間65万円が上限だ。

法律の条文に照らし合わせると、以上のような項目が経費として認められることになる。

たしかに、「転居費」や「帰宅旅費」のように用途が極めて限定されているものならばわかりやすいが、それ以外の4項目は適用、非適用の境目がとても曖昧だ。改正された特定支出控除の対象は今年1月1日から12月31日までの支出分。つまり、来年の確定申告で初めて適用されるので、過去の事例がなく、どこまで認められるかがわかりづらい。

そこで、本誌は専門家の解釈や

Q 今迄は総務部だが、将来的に法務部への異動を視野に入れており、弁護士資格取得の勉強を始めた。

Q 現在の職務の遂行に直接必要なものでなければいけないので、認められない。

実例
Q&A

資格取得費

パソコンやプリンターなどの機器は認められない。

Q 職務に直接必要な資格取得のために専門学校に通ったが、資格試験に落ちてしまった。その年の学費などは認められないか？

A 合格に関係なく認められる。

Q 企業の経理部に所属しており税理士資格取得のため専門学校に通っている。経費として認められるか？

A 専門学校の入学金、学費、参考書代、その学校に通う交通費まで認められる。課題を作成するために必要な

年収400万円のモデルケース

給与所得控除額(134万円)÷2=67万円

通勤費(深夜帰宅タクシー代など)	年間7万円
コミュニケーションスキル研修	約10万円
リーダーシップ研修	約15万円
上記の関連交通費など	年間1万円
勤務必要経費(新聞購読料(朝、夕) 年間約4万7000円)	
勤務必要経費(職務関連書籍購入費)	年間3万円
スーツ代(1着4万円を2着)	8万円
ワイシャツ(5000円×4枚)	2万円
ネクタイ(5000円×2本)	1万円
交際費(月4万円分の会食費など)	48万円

合計 98万円

特定支出控除額 98万-67万=31万円

所得税率10%、住民税率10%

節税額は6万2000円

年収700万円のモデルケース

給与所得控除額(190万円)÷2=95万円

税理士の資格取得学校	約60万円(入学科、学費込み)
上記に関連する交通費	年間4万円
通勤費(深夜帰宅タクシー代)	年間8万円
勤務必要経費(新聞購読(朝、夕) 年間4万7000円)	
勤務必要経費(職務関連書籍購入費)	年間4万円
スーツ代(10万円×2着)	20万円
ワイシャツ(1万円×4枚)	4万円
ネクタイ(1万円×2本)	2万円
交際費(月5万円の会食費)	年間60万円
接待ゴルフ(月1回)	年間24万円

合計 137万円

特定支出控除額は137万-95万=42万円

所得税率20%、住民税率10%

節税額は12万6000円

国税庁の資料を元に、特に不明瞭な4項目についてQ&Aのケーススタディを作成した。実際の運用はまだ始まっていないのであくまで想定だが、思わぬものが経費になることがわかるだろう。

注意点もある。税理士の落合孝裕氏がいう。

「どの項目も『給与等の支払者』つまり会社が認めることが必要です。実際であれば、『誰々と職務に関する打ち合わせのために飲食した』と会社に申告し、ハンコを捺してもらわなければいけません。ただし、会社はそれが特定支出だと認めても損はしないので、柔軟

に認めてくれる可能性は高い」

もうひとつネックになるのが、税務署のチェックだが、これも現状では、声が多い。というのではない。この確定申告は来年が初めてであり、過去の事例から鑑みることもできない。税務署も最初は様子見だろうと見られている。

初年度に関しては、とりあえずグレイゾンドだと思っても幅広く申告したほうがお得かもしれない。実際の申告については、確定申告が初めてのサラリーマンでも税理士に依頼する必要はまったくない。非常に簡単なので、ぜひ自

分でやってみてほしい。

申告方法について、前出の落合氏が解説する。

「大前提として、領収証を自分の名前であつておくこと。領収証を取り忘れたらレシートでも構いません。どちらも発行されない交通費などはメモ書きでも認められるケースもあります。

ただし、それらを年度末に一気に計算しようとしても、『これはいつ何に使った経費なのか……』と悩むことになり、時間も手間もかかってしまいます。普段から表計算ソフトなどを使って項目別に集計しておくとう便利です。支出が

あるたびに記載する習慣があれば申告時に慌てることもありません」

その後、集めた領収証やレシートの束を会社に提出し、会社がこれら特定支出に対する証明書を発行することになる。これまでは申請する人はほとんどいないことから、会社側が制度を知らないことも多い。事前に会社の窓口がどこかなど調べておくとスムーズだ。

申告すれば左に並べたモデルケースのように、10万円以上の税金が還付金として戻ってくることも十分ありえる。来年から春はサラリーマンの「臨時ボーナスシーズン」になるかもしれない。

※配偶者控除や扶養控除などの家族の人的控除は考慮していない。
 社会保険料控除は一律14%。復興特別所得税を除く。